

# ～新たに建築士事務所登録された皆さまへ～



奈良県県土マネジメント部

地域デザイン推進局建築安全推進課監察係

[TEL:0742-27-7564](tel:0742-27-7564)（直通）

2019. 3作成

2020. 3改訂

# 目次

1. 建築士の免許証と定期講習の受講について
2. 建築士事務所の標識の掲示について
3. 建築士事務所の登録事項又は所属建築士の住所等の変更について
4. 帳簿の備付け、図書の保存及び書類の閲覧について
5. 設計等の業務報告書の提出について
6. 業務に必要な表示行為について
7. 重要事項の説明について
8. 書面による契約と書面の交付について
9. 書面（8. ①又は②関係）記載事項について
10. 様式などについて



# 1. 建築士の免許証と定期講習の受講について

## (1) 建築士の免許証

建築士は必ずしも免許証を常時携帯することは求められていませんが、「重要事項の説明」をする際には、建築主に対して建築士免許証等を提示しなければなりません。

※免状型から携帯型に切り替えることもできます。



## (2) 定期講習の受講

建築士事務所に所属する建築士は、原則3年以内ごとに定期講習を受ける必要があります。詳しくは別添資料をご確認ください。

## 2. 建築士事務所の標識の掲示について

建築士事務所の開設者は、その事務所において「標識」を掲げる必要があります。「縦25cm以上横40cm以上」など様式の定めがあります。



## 3. 建築士事務所の登録事項又は所属建築士の住所等の変更について

### (1) 建築士事務所の登録事項の変更について

①	法人の役員、管理建築士、などに変更があった場合	2週間以内
②	所属建築士に変更があった場合	3ヶ月以内

にそれぞれ届け出てください。

### (2) 所属建築士の住所等の変更について

所属建築士の住所、氏名などに変更があった場合は、建築士に住所などの変更を届け出るよう促してください。

## 4. 帳簿の備付け、図書の保存及び書類の閲覧について



### (1) 帳簿の備付け

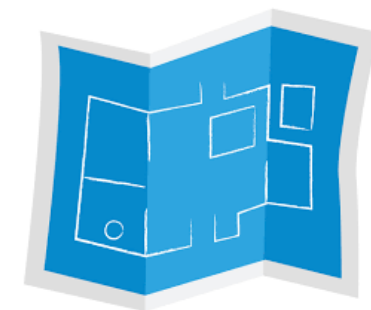
#### ① 記載事項

契約の年月日	契約の相手方の氏名又は名称	業務の種類及びその概要	業務の終了の年月日
報酬の額	業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名	業務の一部を委託した場合：業務の概要、受託者の氏名・名称・住所	管理建築士の意見（あった場合）

#### ② 取り扱い

ア 電子データ可、イ 事業年度末で閉鎖、ウ 15年保存

## 4. 帳簿の備付け、図書の保存及び書類の閲覧について



### (2) 図書の保存

#### ① 図書の種類

設計図書 (全ての建築物)	配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等（※注）、工事監理報告書
工事監理報告書	建築士でなければ作成できないもの
<p>(※注) 構造計算書とは、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書</li><li>② 仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書</li><li>③ 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書</li></ul>	

#### ② 取り扱い 15年保存

(2020. 3. 1~改正)

## 4. 帳簿の備付け、図書の保存及び書類の閲覧について

### (3) 書類の閲覧

#### ① 書類の種類

I	建築士事務所の業務の実績を記載した書類	事業年度経過後3ヶ月以内
II	所属建築士の氏名と業務の実績を記載した書類	
III	保険契約の締結その他の措置を講じている場合はその内容を記載した書類	遅滞なく
業務に関する書類	IV 建築士事務所の名称・所在地、開設者の氏名、一級・二級・木造の別、登録番号、登録の有効期間	事業年度経過後3ヶ月以内
	V 所属建築士の氏名、一級・二級・木造の別と登録番号、直近の定期講習受講年月日、管理建築士である場合はその旨	
	VI 所属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の場合：その旨、交付番号、直近の定期講習の受講年月日	



#### ② 取り扱い

ア 電子データ可、イ 3年間備え置き

## 5. 設計等の業務報告書の提出について

- (1) 事務所登録を行った都道府県知事あて提出
- (2) 事業年度ごとに作成
- (3) 事業年度経過後3ヶ月以内に提出
- (4) 記載事項



①	建築士事務所の業務の実績概要
②	所属建築士の氏名
③	建築士ごとの業務の実績
④	所属建築士の氏名、一級・二級・木造の別と登録番号、直近の定期講習受講年月日、管理建築士である場合はその旨
⑤	所属する一級建築士が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の場合：その旨、交付番号、直近の定期講習の受講年月日
⑥	管理建築士の意見が述べられた場合：その意見の概要



## 6. 業務に必要な表示行為について

- (1) 設計図書（＝建築物の建築工事の実施のために必要な図面＋仕様書）に一級、二級、木造建築士である旨・記名・押印をすること。
- (2) 構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合は、その旨の証明書を委託者に交付すること  
※一定規模以上の建築物について、法適合確認が行われた場合（構造設計一級建築士の関与）は、証明書の交付は要しない。
- (3) 工事監理が終了したときは、工事監理報告書を建築主に対して交付すること。
- (4) 建築設備士の意見を聴いたとき（2,000m<sup>2</sup>を超える建築物など）は、その旨を設計図書又は工事監理報告書に記載すること。



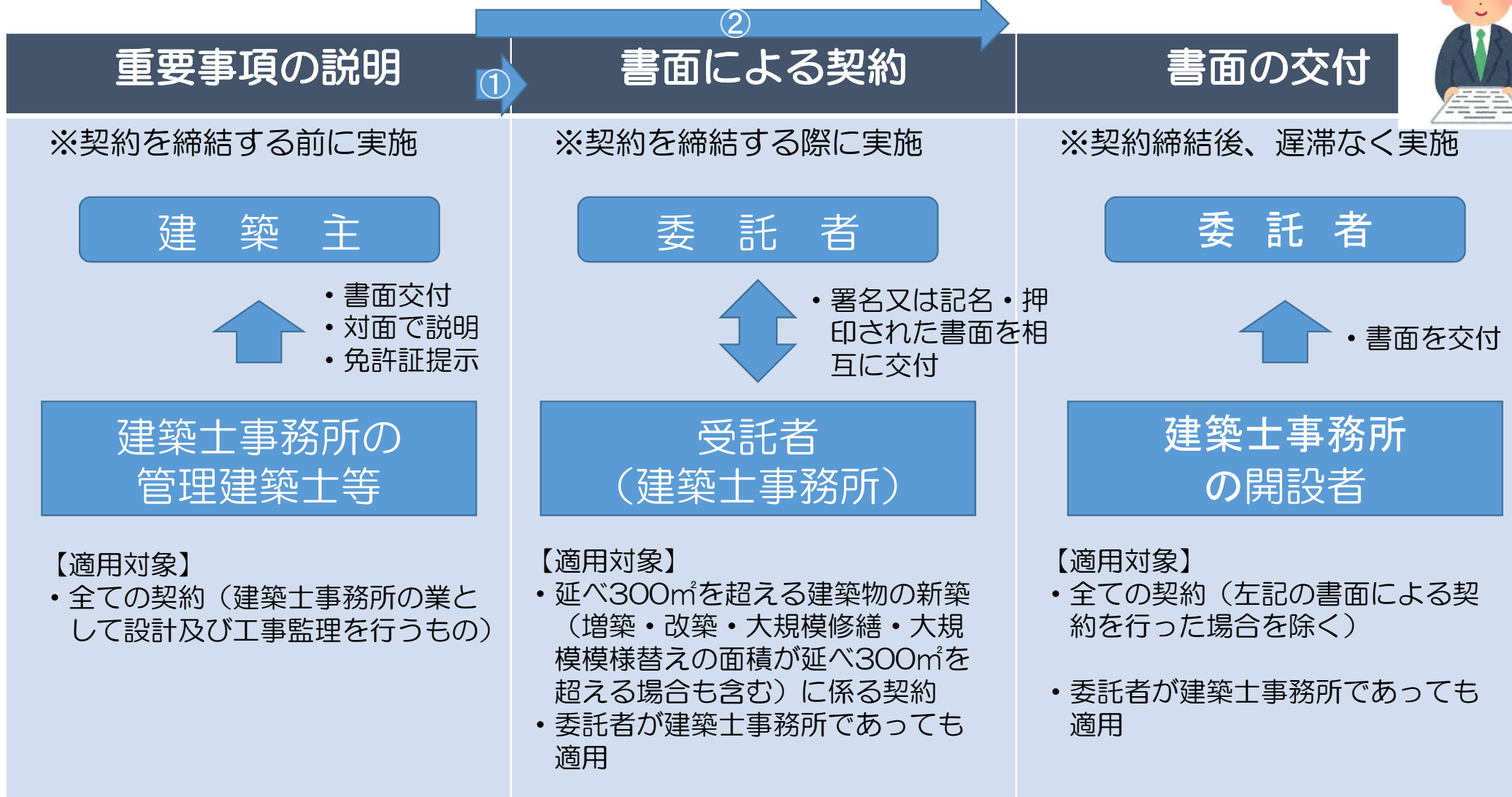
## 7. 重要事項の説明について

- (1) 「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」を建築主と締結しようとするときは、管理建築士等（管理建築士その他の所属建築士）が書面を交付し、対面で説明をしなければいけません。
- (2) 記載すべき事項

①	法	設計受託契約：作成する設計図書の種類
②	律	工事監理受託契約：工事と設計図書との照合方法・工事監理の実施の状況に関する報告の方法
③		設計又は工事監理に従事することになる建築士の氏名、一級・二級・木造・構造設計一級・設備設計一級の別
④		報酬の額及び支払いの時期
⑤		契約の解除に関する事項
⑥		規 則



## 8. 書面による契約と書面の交付について



## 9. 書面（8. ①又は②関係）の記載事項について

①	法	設計受託契約：作成する設計図書の種類
②	律	工事監理受託契約：工事と設計図書との照合方法・工事監理の実施の状況に関する報告の方法
③		設計又は工事監理に従事することになる建築士の氏名、一級・二級・木造・構造設計一級・設備設計一級の別
④		報酬の額及び支払いの時期
⑤		契約の解除に関する事項
⑥	規則	A.建築士事務所の名称、所在地、一級・二級・木造の別、 B.建築士事務所の開設者の氏名（法人の場合：開設者の名称・代表者の氏名）、 C.対象となる建築物の概要、D.業務に従事することとなる建築士の登録番号、 E.建築設備士がいる場合はその氏名、F.一部を委託する場合、その概要、受託者の氏名・名称、建築士事務所の名称・所在地、G.設計又は工事監理の実施期間、 H.設計又は工事監理の種類、内容、方法



ア.書面の交付：契約の年月日、契約の相手方の氏名又は名称、開設者の記名・押印又は署名  
 イ.書面による契約：署名又は記名押印のうえ相互に交付

## 10. 様式などについて

- (1) 奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課  
ホームページ  
( <http://www.pref.nara.jp/3737.htm#jimusyosyo> )

①設計等の業務報告書、②登録事項の変更の届出、③二級・木造  
建築士の住所等の変更、など

- (2) 四会連合会ホームページ (<http://www.njr.or.jp/yonkai/100/>)

①業務委託契約書、②重要事項説明書、③工事監理報告書

- (3) (公社)日本建築士会連合会ホームページ  
( <http://www.kenchikushikai.or.jp/touroku/> )  
○一級建築士の住所等の変更、など

<END>

